

兵庫県公報

平成27年6月10日 水曜日 号外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

監査委員公告

- 監査の結果について 1

監査委員公告

平成27年6月10日

兵庫県監査委員

藤川泰延
山本亮三
黒田一美
藤田孝夫

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成26年11月27日から27年5月18日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を次のとおり公表する。

 目 次

第1 監 査 の 実 施	3
1 監 査 の 実 施 方 針	4
2 監 査 の 対 象	4
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	6
2 指 摘 の 状 況	6
3 主 な 指 摘 事 項	7
4 留 意 ・ 改 善 事 項	8
5 重 点 監 査 の 結 果	9
第3 指 摘 項 目 の 内 容	12
地 方 機 関 等	13

第1監査の実施

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。特に、補助金事務及び収税事務について重点的に監査を実施した。

2 監査の対象

平成26年11月27日から27年5月18日までの間に実施した監査の対象とした234地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実 施 機 関 名	監 査 実 施 日
企画県民部 東播磨県民局	平成27年5月12日、5月14日
北播磨県民局	平成27年5月7～8日
中播磨県民センター	平成27年1月28～29日
西播磨県民局	平成27年4月23～24日
但馬県民局	平成27年1月22～23日
淡路県民局	平成27年2月9～10日
東京事務所	平成27年5月1日
兵庫県立大学附属高等学校	平成27年4月30日
兵庫県立大学附属中学校	平成27年4月30日
広域防災センター	平成27年4月28日
健康福祉部 中央こども家庭センター	平成27年5月18日
姫路こども家庭センター	平成27年1月28日
豊岡こども家庭センター	平成27年1月22日
県立明石学園	平成27年5月18日
食肉衛生検査センター	平成27年5月18日
産業労働部 県立ものづくり大学校	平成27年1月30日
県立但馬技術大学校	平成27年2月6日
農政環境部 県立農林水産技術総合センター	平成27年5月8日
姫路家畜保健衛生所	平成27年1月30日
和田山家畜保健衛生所	平成27年2月6日
淡路家畜保健衛生所	平成27年2月12日
県土整備部 県立淡路景観園芸学校	平成27年1月27日
教育委員会 播磨東教育事務所	平成27年5月18日
播磨西教育事務所	平成27年1月28日
但馬教育事務所	平成27年1月22日
淡路教育事務所	平成27年2月12日
県立南但馬自然学校	平成27年2月5日
県立但馬やまびこの郷	平成27年2月5日
県立教育研修所	平成27年5月11日
県立図書館	平成27年5月18日
県立歴史博物館	平成27年1月27日
県立コウノトリの郷公園	平成27年2月6日
県立考古博物館	平成27年5月18日
東灘高等学校 外154校	平成26年11月27日、11月28日、12月3日、12月4日、12月10日、12月11日、12月12日、平成27年1月21日、1月27日、1月30日、2月4日、2月5日、2月6日、2月12日、4月21日、4月28日、4月30日、5月1日、5月11日、5月15日、5月18日
公安委員会 東灘警察署 外45署	平成26年11月27日、11月28日、12月3日、12月4日、12月11日、12月12日、平成27年1月21日、1月30日、2月6日、2月12日、4月21日、5月1日、5月11日、5月18日

第2監査の結果

1 総括

今回の監査の結果、指摘事項が28機関において70項目あった。内容面では収入事務が26項目、財産管理事務が22項目と多く、両事務で全指摘項目の約7割を占めている。

収入事務については、200万円以上の県税高額滞納等の額は減少しており努力の跡が見受けられるが、港湾施設使用料等の収入未済額は増加しており、全体では依然として収入未済額が多額となっていることから収入の促進に引き続き努められたい。

財産管理事務については、22項目のうち自損事故等による公用車の損傷が14項目で約6割を占めている。前年度同期と比べて公用車の損傷を指摘した機関数は減少しているものの、損傷台数は同数となっていることから、公用車の損傷防止に一層留意されたい。

なお、指摘事項を踏まえて、事務執行を適正に推進していくうえで特に必要と思われる項目を「留意・改善事項」として記述するとともに、平成26年6月から1年間にわたり補助金事務及び収税事務について実施した重点監査の概要を「重点監査の結果」として取りまとめたので、今後の事務執行に際して特段の配意を願いたい。

2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は次表のとおりである。

機 関 名	予算 執行	収入	支出	財産	工事 事務	契約 事務	合計	指摘項目 の 内 容
東播磨県民局	1	4		1		1	7	13頁
北播磨県民局	2	1		3		1	7	13頁
中播磨県民センター		8		2	1		11	14頁
西播磨県民局		4	1	4		1	10	15頁
但馬県民局		2	1	1		1	5	16頁
淡路県民局		2	1	1			4	16頁
中央こども家庭センター		2					2	17頁
姫路こども家庭センター		1		1			2	17頁
食肉衛生検査センター				1			1	17頁
県立但馬技術大学校				1			1	18頁
県立農林水産技術総合センター	1						1	18頁
播磨東教育事務所		1					1	18頁
播磨西教育事務所				1			1	18頁
三木東高等学校				1			1	18頁
高砂南高等学校					1		1	18頁
姫路北高等学校	1						1	18頁
青雲高等学校		1					1	18頁
視覚特別支援学校				1		1	2	18頁
東はりま特別支援学校					1		1	19頁
和田山特別支援学校			1				1	19頁
東灘警察署					1		1	19頁
須磨警察署					1		1	19頁
神戸西警察署					1		1	19頁
飾磨警察署					1		1	19頁
福崎警察署					1		1	19頁
朝来警察署					1		1	19頁
豊岡南警察署				1	1		2	19頁
洲本警察署	1						1	20頁
合 計 (28機関)	6	26	10	22	1	5	70	—

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

企画県民部	東京事務所、兵庫県立大学附属高等学校、兵庫県立大学附属中学校、広域防災センター
健康福祉部	豊岡こども家庭センター、県立明石学園
産業労働部	県立ものづくり大学校
農政環境部	姫路家畜保健衛生所、和田山家畜保健衛生所、淡路家畜保健衛生所
国土整備部	県立淡路景観園芸学校
教育委員会	但馬教育事務所、淡路教育事務所、県立南但馬自然学校、県立但馬やまびこの郷、県立教育研修所、県立図書館、県立歴史博物館、県立コウノトリの郷公園、県立考古博物館、東灘高等学校、御影高等学校、神戸高等学校、兵庫工業高等学校、神戸工業高等学校、神戸北高等学校、神戸甲北高等学校、神戸鈴蘭台高等学校、夢野台高等学校、兵庫高等学校、湊川高等学校、長田高等学校、長田商業高等学校、須磨東高等学校、須磨友が丘高等学校、北須磨高等学校、舞子高等学校、星陵高等学校、神戸商業高等学校、伊川谷北高等学校、伊川谷高等学校、神戸高塚高等学校、尼崎小田高等学校、尼崎工業高等学校、神崎工業高等学校、尼崎稲園高等学校、尼崎高等学校、尼崎北高等学校、武庫荘総合高等学校、尼崎西高等学校、鳴尾高等学校、西宮南高等学校、西宮高等学校、西宮今津高等学校、西宮北高等学校、西宮甲山高等学校、西宮香風高等学校、伊丹高等学校、伊丹西高等学校、阪神昆陽高等学校、伊丹北高等学校、芦屋高等学校、国際高等学校、宝塚東高等学校、宝塚北高等学校、宝塚高等学校、宝塚西高等学校、川西緑台高等学校、川西明峰高等学校、川西北陵高等学校、川西高等学校、猪名川高等学校、有馬高等学校、北摂三田高等学校、三田西陵高等学校、三田祥雲館高等学校、明石高等学校、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石城西高等学校、明石清水高等学校、明石西高等学校、農業高等学校、加古川北高等学校、加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇北高等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木北高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、松陽高等学校、小野高等学校、小野工業高等学校、北条高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、社高等学校、多可高等学校、東播磨高等学校、播磨南高等学校、姫路別所高等学校、姫路東高等学校、姫路工業高等学校、姫路西高等学校、姫路飾西高等学校、飾磨工業高等学校、姫路商業高等学校、姫路南高等学校、網干高等学校、相生高等学校、相生産業高等学校、龍野高等学校、龍野北高等学校、赤穂高等学校、家島高等学校、夢前高等学校、神崎高等学校、福崎高等学校、香寺高等学校、太子高等学校、上郡高等学校、佐用高等学校、山崎高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、豊岡高等学校、豊岡総合高等学校、香住高等学校、日高高等学校、出石高等学校、村岡高等学校、浜坂高等学校、生野高等学校、和田山高等学校、八鹿高等学校、但馬農業高等学校、洲本高等学校、洲本実業高等学校、津名高等学校、淡路高等学校、淡路三原高等学校、芦屋国際中等教育学校、神戸聴覚特別支援学校、こばと聴覚特別支援学校、姫路聴覚特別支援学校、豊岡聴覚特別支援学校、のじぎく特別支援学校、神戸特別支援学校、阪神特別支援学校、芦屋特別支援学校、こやの里特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、高等特別支援学校、いなみ野特別支援学校、北はりま特別支援学校、姫路特別支援学校、姫路しらさぎ特別支援学校、播磨特別支援学校、赤穂特別支援学校、西はりま特別支援学校、出石特別支援学校、あわじ特別支援学校
公安委員会	灘警察署、葺合警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、西宮警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎東警察署、尼崎北警察署、伊丹警察署、川西警察署、宝塚警察署、三田警察署、明石警察署、三木警察署、社警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、姫路警察署、網干警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、佐用警察署、宍粟警察署、養父警察署、豊岡北警察署、美方警察署、淡路警察署、南あわじ警察署

3 主な指摘事項

指摘のあった28機関、70項目のうち、主な指摘事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

- ア 200万円以上の県税高額滞納額は、前年度同期と比較すると27,741,834円減少（減少率16.7%）しているものの、138,233,858円となっている。（東播磨県民局11,561,497円、中播磨県民センター91,561,057円、西播磨県民局11,846,400円、但馬県民局4,500,000円、淡路県民局18,764,904円）
- イ 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると1,577,694円増加（増加率3.7%）しております、43,909,742円となっている。（東播磨県民局10,147,970円、北播磨県民局1,085,437円、中播磨県民センター8,499,132円、西播磨県民局6,453,150円、淡路県民局17,724,053円）
- ウ 児童福祉施設弁償金等の収入未済額は、前年度同期と比較すると3,668,773円減少（減少率27.2%）しているものの、9,803,630円となっている。（中央こども家庭センター4,044,181円、姫路こども家庭センター5,759,449円）

(2) 督促状の発行漏れについて

納付すべき歳入を納期限までに完納しない者があるときは、20日以内にその者に対して督促状により督促しなければならないことが財務規則で規定されているにもかかわらず、納期限までに完納されなかつた港湾施設使用料等89件、5,767,419円に対し督促状を発行していなかつた。（東播磨県民局）

(3) 会計年度の誤りについて

地方自治法施行令において規定されている収入及び支出に係る会計年度を誤っていたものが次のとおりあつた。

ア 会計年度を誤って収入したもの：1件、42,113,934円（西播磨県民局）

イ 会計年度を誤って支出したもの：6件、239,466円（東播磨県民局1件、76,850円／県立農林水産技術総合センター4件、106,441円／洲本警察署1件、56,175円）

(4) 支出負担行為の誤りについて

支出負担行為は支出の義務を負う予算執行の第一段階の行為であり、財務規則等に基づき適時に決定することが必要であるが、この時期を誤っていたもの等が次のとおりあつた。

ア 事前に支出負担行為の決定を行う必要があるにもかかわらず、請求のあったときに決定していたもの：7件（県立但馬技術大学校2件、三木東高等学校1件、視覚特別支援学校1件、和田山特別支援学校1件、豊岡南警察署2件）

イ 補助金額の減額の変更交付決定に当たり、支出負担行為の変更決定を行つていなかつたもの：1件（淡路県民局）

(5) 公用車の損傷について

公用車の損傷について指摘したものは14機関、49台で、前年度同期と比較すると、機関数は5機関減少しているものの、損傷台数は同数となつてゐる。一部の機関では損傷台数が増えている。（北播磨県民局、中播磨県民センター、但馬県民局等）

(6) 行政財産の使用許可について

県が所有する行政財産を県以外の者に使用させる場合、地方自治法に基づく使用許可を行うことが必要であるが、この手続を行つていなかつたものが次のとおりあつた。

ア 使用許可を得て設置されている電力柱に第三者が使用許可を得ることなく通信線を共架していたもの：2件（北播磨県民局、西播磨県民局）

イ 使用許可手続を行うことなく、施設の一部を民間団体に使用させていたもの：1件（東はりま特別支援学校）

(7) 工事の設計誤りについて

公共流域下水道事業の設計に当たり機器単価を見積りにより決定する場合は、見積りの異常値を排除した最低値を採用することとなつてゐるが、コントローラ盤の設計単価を見積りにより決定する際、誤つて異常値を採用したため、8,421,000円過少設計となつてゐたものが1件あつた。（中播磨県民センター）

4 留意・改善事項

留意・改善事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

収入の促進については、県税事務所はもとより土木事務所等においても滞納者の財産を差押えして徴収を進めるなど積極的な取組が行われてゐる。しかしながら、督促状の発行や不納欠損決定の漏れ、調定の遅延など収入事務に係る事務処理誤りが発生していることから、収入事務に関連する法令や事務処理手順に基づいて適時に適切な手順による事務を行うことに十分に留意しつつ、収入の促進に引き続き取り組まれたい。

(2) 支出事務の誤りの防止について

会計年度の誤り、支出負担行為の誤りなど支出事務に係る事務処理誤りの主な発生原因是、財務関係規定の理解が不十分なことである。

全ての職員が研修等を通じ財務関係規定や制度改正内容等について十分な理解に努めるとともに、決裁プロセスにおいて入念なチェックを徹底すること等により、事務処理誤りの発生防止に取り組まれたい。

(3) 公用車の損傷防止について

以前から公用車の損傷防止とりわけ自損事故の防止を求めてきたところであるが、損傷の発生原因の大半は依然として自損事故によるものであり、再発防止に係る取組は未だ十分とは言えない。

公用車を使用する機関は、平素から職員の安全運転意識の高揚と日常的な車体点検に努めるとともに、事故が発生した場合に発生原因の検証を行い、その結果を反映させた措置を速やかに実施するなど実効性のある対応策を講じられたい。

(4) 行政財産の適正な管理について

行政財産は県がその事務を執行するために使用するものであることから、事務の執行に支障を来すことがないよう適正な管理が求められる。

関係の機関においては、行政財産の現況を定期的な現地確認等により把握するとともに、使用許可手続を確実に実施することにより財産の適正な管理に努められたい。

(5) 設計誤りの防止について

前記3(7)に掲げた高額の設計誤り以外に、他の事務所にも少額の設計誤りが見受けられた。

設計を行う機関においては、設計が契約を適正に行うための基本となる事務であることを認識し、研修等を通じたノウハウの習得、管理・監督職員を含めた複数人でのチェックに取り組まれたい。とりわけ、設計誤りの具体的な事例や誤りが生じやすいポイントを機関内で共有し、重点的なチェックを行うことにより、設計誤りの防止に努められたい。

5 重点監査の結果

本庁及び地方機関等の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理を監査するに当たり、毎年度、重点的に監査する事務事業を定め、当該項目について濃密な監査を実施している。

平成26年6月から1年間にわたり、全庁に共通する項目として「補助金事務」について、県税事務所を対象とする個別項目として「収税事務」について重点監査を実施したがその結果の概要は次のとおりである。

(1) 補助金事務

本庁及び地方機関において、軽微なものを含め不適切な事項が125件あり、うち指摘事項としたものが5件あった。

ア 指摘事項

項目	指摘事項の内容	備考
補助金が過大支出となっていたもの	補助対象外である経費を控除せず補助金額を算定したため、補助金が過大支出となっていた。（2件、92,000円）（健康福祉部）	平成26年12月報告で公表済
	課税事業者に対する補助で、消費税及び地方消費税の仕入れ税額控除に係る誤った報告書を受理したため、補助金が過大支出となっていた。（1件、308,122円）（教育委員会事務局）	
事務手続が不適切	補助金額の減額（45,000円）の変更交付決定に当たり、支出負担行為の変更決定を行っていないものが1件あった。（淡路県民局）	
予算執行が不適切	予算令達額が不足（32,000円）しているにもかかわらず、補助金の交付決定を行っているものが1件あった。（北播磨県民局）	

イ 指摘事項以外の不適切な事項

(⑦) 補助金が過大支出となっていたもの（4件）

補助対象外経費を控除せず補助金額を算定したこと等により、少額ではあるが補助金が過大支出となっていたものがあった。

(⑧) 補助金交付手続が遵守されていなかったもの（38件）

補助対象経費の経費配分の変更承認が必要であるにもかかわらず、補助金交付決定内容変更承認申請書が未提出となっていたもの、実績報告書が提出期限までに提出されていなかったものなどがあつた。

(⑨) 実績確認が不十分であったもの（48件）

実績報告書に添付が必要な書類の添付漏れや、事業費の実績を領収書等により確認していなかったものなど、実績確認が不十分と思われるものがあった。

(⑩) 補助金交付要綱の規定が不明確等のため、見直しが必要と思われるもの（9件）

補助金交付要綱で規定した補助対象経費の内容が不明確なため取扱いが不統一となっていたものがあつた。また、少額の経費区分の変更であっても承認が必要となるため事務の効率性の観点から見直しの検討が必要と思われるものがあつた。

(⑪) その他事務手續が不適切であったもの（21件）

概算払した補助金に係る精算調書を作成していない又は作成が遅くなっている等、財務規則に規定する手續が行われていなかったもの等があつた。

ウ 監査以外で把握された不適切な事例（2件）

補助事業者等による虚偽の領収書作成による補助金の不正受給が外部通報をもとに把握され、補助金を返還させたものがあつた。

エ 事業効果のフォローアップ

一部の事業においては、補助事業完了後5年間、事業の継続状況や施設・設備の稼働状況の報告を受けるなど事業効果の確認を行うとともに、必要に応じ補助事業者に改善を求めており、事業のフォローアップに努めていると評価できる。

オ 総括

上記を踏まえ、次のとおり補助金事務の適正な処理や補助制度の改善に努められたい。

(①) 補助金交付要綱等に基づく適正な事務処理を行うとともに、補助事業者に対し補助金交付要綱等に基づく事務手續を遵守させること。

(②) 特に実績確認に当たっては、前述の補助金の不正受給事件が発生したことを踏まえ、必要に応じ現地調査を行うこと。

(③) 補助制度の設計に当たっては、公益性に十分留意するとともに、補助金交付要綱の内容が明確で事務の効率的執行にも配意したものとなるよう努めること。

(④) 補助事業が目的に沿った効果を發揮するためには、計画段階での適切な審査、事業実施段階での指導とともに事業効果の検証が重要であることから、必要に応じ事業の実態に即したフォローアップのあり方を検討すること。

(2) 収税事務

県税事務所において不適切な事項が17件あつた。内訳は200万円以上の県税高額滞納に係る指摘事項が8件、91人、580,469,217円であり、事務処理に係る軽微なものが9件あつた。

高額滞納については、次表のとおり、平成21年度に同テーマで重点監査を行った際の289人、2,252,623,006円から人数、滞納額とも大幅に減少しているほか、前年度に指摘した高額滞納が解消された事務所があるなど、税収強化対策本部を中心とした税収確保に向けた取組により一定の成果が上がっているものと評価できる。

(単位：円、人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
金額	2,252,623,006	1,892,397,741	1,398,957,582	992,297,182	690,739,090	580,469,217
人数	289	248	211	152	116	91

(注) 数値は各県税事務所の指摘事項を集計したものである。

事務処理については、指摘事項となる誤りは見受けられなかった。ただし、軽微ではあるが不適切な事項として、滞納処分に係る預金調査への対応が不十分であったもの（3件）、分割納付誓約のフォローアップが不十分であったもの（2件）、県税整理票の記録等が不適切であったもの（4件）が見受けられたので、注意が必要である。

第3 指摘項目の内容

地方機関等

(企画県民部関係)

東播磨県民局**総務企画室****物品の損傷等について**

平成26年5月27日に発生した衝突事故により、公用車1台を損傷（リース車修繕費1,115,845円）するとともに、相手方の修繕費等（453,103円）を負担していた。

加古川県税事務所**1 収税事務について**

平成26年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は3人、総額は11,561,497円で、うち滞納繰越分は3,181,997円である。

2 予算執行について

平成25年度予算で支出すべき旅費1件、76,850円が26年度予算で支出されていた。

加古川健康福祉事務所**収入の促進について**

平成26年度（12月末現在）における未熟児養育医療事業収入等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は81件、総額は1,212,896円で、うち滞納繰越分は48件、1,016,896円である。

加古川土木事務所**1 収入の促進について**

平成26年度（12月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は125件、総額は10,147,970円で、うち滞納繰越分は34件、4,319,711円である。

2 経理事務について

港湾施設使用料等を納期限までに完納しない者に対し、督促状を発行すべきであるのに、これを行わなかつたものが89件、5,767,419円あった。

3 契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかつたため、天川潮止水門整備工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が1件（不足額4,505,155円）あった。

北播磨県民局**総務企画室****1 予算執行について**

漁港事業を実施していないにもかかわらず、需用費（新聞購入代金等）3件、110,000円が漁港事業の支出科目である（目）漁港建設費で支出されていた。

2 物品の損傷等について

平成26年2月20日から12月11日までの間に発生した自損事故等により、公用車9台を損傷（県有車両損傷額668,974円、リース車修繕費381,560円）するとともに、相手方の修繕費等（240,915円）を負担してい

た。

県民交流室

契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行い、変更後の契約金額が200万円を超える場合は、変更後の契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等を行うべきであるのに、フロート式太陽光発電実証実験委託契約で、契約保証金の徴収等を行っていない契約が1件（契約額6,405,000円）あった。

加東土木事務所

1 収入の促進について

平成26年度（12月末現在）における河川占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は25件、総額は1,085,437円で、うち滞納繰越分は19件、469,007円である。

2 予算執行について

県民まちなみ緑化事業補助金において、予算令達額が不足（32,000円）しているにもかかわらず、補助金の交付決定を行っているものが1件あった。

3 管理事務について

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が1本あった。

4 占・使用許可事務について

平成26年3月までに許可期間が満了した道路占用等のうち、26年12月末現在許可更新手続未了のものが4件ある。

中播磨県民センター

県民交流室

1 経理事務について

流域下水道事業特別会計で収入すべき行政財産の使用許可に伴う平成26年度財産使用料4件、839,494円が一般会計で収入されていた。

2 物品の損傷等について

平成26年2月17日から10月8日までの間に発生した自損事故等により、公用車6台を損傷（リース車修繕費588,688円）するとともに、相手方の修繕費等（337,340円）を負担していた。

姫路県税事務所

1 収税事務について

平成26年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は減少しているものの、その人数は14人、総額は91,561,057円で、うち滞納繰越分は74,830,952円である。

2 課税事務について

課税標準額の算定において、事業主控除の適用額を誤ったため、平成26年度分個人事業税が1件、60,400円過少課税となっていた。

中播磨健康福祉事務所

1 収入の促進について

平成26年度（10月末現在）における過年度補助金等返還金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は69件、総額は2,685,153円で、うち滞納繰越分は61件、724,028円である。

2 経理事務について

- (1) 生活保護法診療報酬返還金（1件、277,560円）の調定が9か月以上遅れ、平成26年3月6日となっていた。
- (2) （目）弁償金で収入すべき交通事故示談金1件、103,872円が（目）雑入で収入されていた。

姫路土木事務所**1 収入の促進について**

平成26年度（10月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は30件、総額は8,499,132円で、うち滞納繰越分は13件、5,983,540円である。

2 経理事務について

消滅時効完成に伴う不納欠損の決定の行われていない港湾施設使用料が5件、334,888円あった。

3 占・使用許可事務について

平成26年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、26年10月末現在許可更新手続未了のものが2件ある。

4 工事関係事務について

汚泥スクリーンのコントローラ盤単価を誤ったため、公共流域下水道事業の設計が1件、8,421,000円過少設計となっていた。

西播磨県民局**総務企画室****物品の損傷について**

平成26年1月10日から10月29日までの間に発生した自損事故等により、公用車6台を損傷（県有車両損傷額881,610円、リース車修繕費808,461円）していた。

※ うち1台については、損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

龍野県税事務所**収税事務について**

平成26年度（11月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は4人、総額は11,846,400円で、うち滞納繰越分は9,212,900円である。

龍野健康福祉事務所**経理事務について**

（節）雑入で収入すべき特別障害者手当過年度過払金返納金3件、78,240円が（節）過年度補助金等返還金で収入されていた。

光都農林振興事務所**経理事務について**

- (1) 随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成26年度収入とすべき26年4月3日に納入通知書を発した過年度工事請負費前払金返還金を25年度収入としているものが1件、42,113,934円あった。
- (2) 地域を育む食農教育推進事業に係る報償費（謝金）等の支出において、3か月から10か月以上遅れているものが11件、94,733円あった。

光都土木事務所**1 収入の促進について**

平成26年度（11月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は22件、総額は6,453,150円で、うち滞納繰越分は8件、5,848,350円である。

2 管理事務について

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が1本あった。

3 占・使用許可事務について

- (1) 平成26年3月までに許可期間が満了した河川占用等のうち、26年11月末現在許可更新手続未了のものが19件ある。
- (2) 平成23年10月末までに許可すべきであった電線共同溝に係る道路占用許可で、26年11月末現在許可手續未了のものが6件ある。

4 契約事務について

中間前金払を選択した工事請負契約を繰り越し、年度末の出来高に応じて部分払を行う場合には、契約書に部分払条項を追加しなければならないが、これをしないまま部分払を行っていたものが1件、24,800,000円あった。

但馬県民局

総務企画室

物品の損傷等について

平成25年11月19日から26年7月30日までの間に発生した自損事故等により、公用車16台を損傷（県有車両損傷額1,254,634円、リース車修繕費712,678円）するとともに、相手方の修繕費等（270,370円）を負担していた。

なお、このうち1台に係る事故の相手方の修繕費等については交渉中である。

地域政策室

経理事務について

平成25年度但馬おもてなしステーション事業委託において、履行が完了していない業務についても委託料を支払ったため、委託料が1件、273,000円過大支出となっていた。

豊岡県税事務所

収税事務について

平成26年度（9月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、1人、4,500,000円である。

豊岡健康福祉事務所

収入の促進について

平成26年度（9月末現在）における生活保護費弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は198件、総額は1,694,085円で、うち滞納繰越分は155件、1,480,000円である。

豊岡土木事務所

契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、（国）482号災害防除道路災害防除工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が1件（不足額5,981,745円）あった。

淡路県民局

総務企画室

1 経理事務について

納税貯蓄組合自主納税促進事業補助金について、補助金額の減額(45,000円)の変更交付決定に当たり、支出負担行為の変更決定を行っていないものが1件あった。

2 物品の損傷について

平成26年2月12日及び6月10日に発生した自損事故等により、公用車2台を損傷（リース車修繕費等222,800円）していた。

※ うち1台については、損傷に伴い当該車両を処分したため、リース車修繕費等は損害金額を記載した。

洲本県税事務所

収税事務について

平成26年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は3人、総額は18,764,904円で、うち滞納繰越分は11,940,204円である。

洲本土木事務所

収入の促進について

平成26年度（10月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は68件、総額は17,724,053円で、うち滞納繰越分は59件、13,456,723円である。

(健康福祉部関係)

中央こども家庭センター

1 収入の促進について

平成26年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は394件、総額は4,044,181円で、うち滞納繰越分は336件、3,755,812円である。

2 経理事務について

平成26年度分雑入（賃金過年度過払金返納金）が1件、113,667円調定漏れとなっていた。

姫路こども家庭センター

1 収入の促進について

平成26年度（10月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は535件、総額は5,759,479円で、うち滞納繰越分は518件、5,595,949円である。

2 物品の損傷等について

平成25年12月27日に発生した接触事故により、公用車1台を損傷（損傷額226,000円）するとともに、相手方の修繕費等（228,235円）を負担していた。

食肉衛生検査センター

経理事務について

育児休業取得者に係る支給割合の適用を誤ったこと等のため、平成26年度分期末手当等が2件、91,617円過大支給となっていた。

(産業労働部関係)

県立但馬技術大学校**経理事務について**

会費負担金の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに負担金を支出していたものが2件（負担金総額15,500円）あった。

(農政環境部関係)

県立農林水産技術総合センター**予算執行について**

平成25年度予算で支出すべき上下水道料金4件、106,441円が26年度予算で支出されていた。

(教育委員会関係)

播磨東教育事務所**経理事務について**

歳出戻入すべき平成26年度分扶養手当等返納金を26年度歳入としているものが1件、188,337円あった。

播磨西教育事務所**経理事務について**

病気休暇取得に伴う除算期間の算定を誤ったため、平成25年度分及び26年度分勤勉手当が3件、60,835円過大支給となっていた。

三木東高等学校**経理事務について**

会費負担金の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに負担金を支出していたものが1件（140,000円）あった。

高砂南高等学校**物品管理事務について**

毒物及び劇物取締法等に基づき厳正に管理すべき薬品のうち、メタノールほか2品目について、台帳数量と実在量とが乖離しており適正な管理がなされていなかった。

姫路北高等学校**予算執行について**

非常勤講師に係る（節）報酬について、令達予算残額の把握が不十分であったため、平成25年11月分の報酬支給に当たり予算不足が生じ、追加令達までの間、（節）需用費で執行していたものが17件、636,932円あった。

青雲高等学校**収入の促進について**

平成26年度（8月末現在）における違約金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は12件、総額は3,112,137円で、うち滞納繰越分は3,036,600円である。

視覚特別支援学校**1 経理事務について**

修繕工事の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに需用費（修繕費）を支出していたものが1件（327,600円）あった。

2 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約締結前に契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、普通教室及び実習室空調設置工事に係る契約で、工事完了後に契約した履行保証保険証書を徴していた契約が1件（契約額2,493,750円）、プレイルーム及び図書室空調設置工事に係る契約で、工事完了日に契約した履行保証保険証書を徴していた契約が1件（契約額2,484,000円）あった。

東はりま特別支援学校**管理事務について**

使用許可手続を行うことなく、施設の一部を民間団体に使用させていた。

和田山特別支援学校**経理事務について**

理科実験用機器購入に係る備品購入費の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに、備品代金を支出していたものが1件（301,665円）あった。

(公安委員会関係)

東灘警察署**物品の損傷等について**

平成26年2月22日に発生した接触事故により、公用車1台を損傷（損傷額393,067円）するとともに、相手方の修繕費等（304,500円）を負担していた。

須磨警察署**物品の損傷について**

平成25年10月17日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額200,544円）していた。

神戸西警察署**物品の損傷等について**

平成25年9月19日に発生した衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額29,295円）するとともに、相手方の修繕費等（210,177円）を負担していた。

飾磨警察署**物品の損傷について**

平成26年1月28日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額124,267円）していた。

福崎警察署**物品の損傷について**

平成25年12月27日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額2,331,000円）していた。

※ 損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

朝来警察署**物品の損傷等について**

平成26年1月17日に発生した衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額164,105円）するとともに、相手方の修繕費等（243,689円）を負担していた。

豊岡南警察署**1 経理事務について**

駐在所の新築に伴う給水加入負担金等の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに負担金を支

出していたものが2件（負担金総額162,050円）あった。

2 物品の損傷等について

平成26年6月16日及び6月18日に発生した衝突事故等により、公用車2台を損傷（損傷額370,018円）するとともに、相手方の修繕費等（210,000円）を負担していた。

洲本警察署

予算執行について

平成25年度予算で支出すべき委託料1件、56,175円が26年度予算で支出されていた。